

シニアライフ相談サロン 立ち上げプログラム

日常生活支援（見守り）の必要性
身元保証・死後事務委任のノウハウ

第 4 講

Copyright (C) 一般社団法人シニアライフカウンセラー協会

立上げプログラム（7期）

	内容	講師
第1講 (12/12)	・オリエンテーション	神尾 直志
第2講 (12/19)	・選ばれるサロンのコンセプトづくり	松本 直之
第3講 (12/26)	・サポート企業との業務提携 ・集客・営業戦略について	松本 直之
第4講 (1/16)	・日常生活支援（見守り）、身元保証、 死後事務委任の知識	小溝 琢
第5講 (1/23)	・これだけは知っておきたい医療・介護	小林 正和（医療） 山本 慶子（介護）

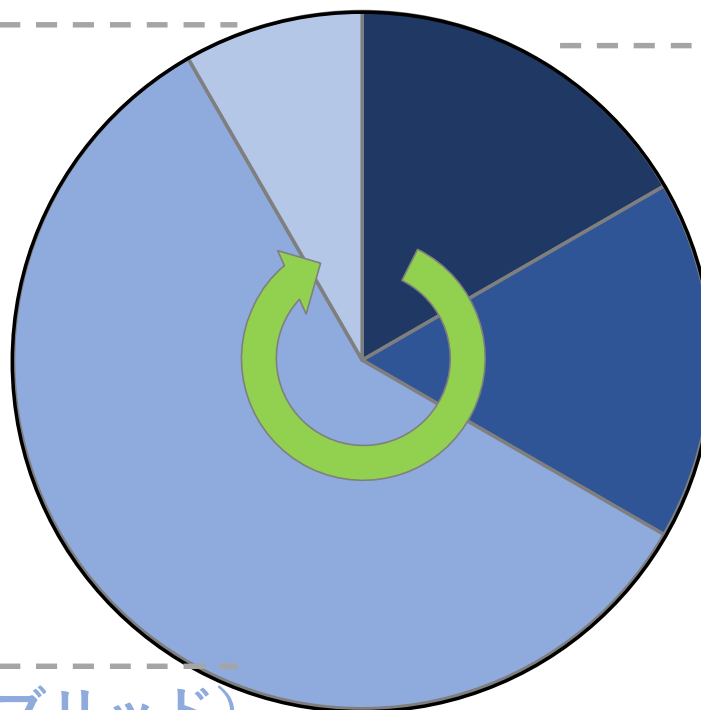
立上げプログラム（7期）

	内容	成果物
第6講 (1/30)	<ul style="list-style-type: none">・知らないと損する不動産の知識・相続における保険の活用法	渡邊 卓哉（不動産） 松葉 賢治（保険）
第7講 (2/13)	<ul style="list-style-type: none">・知らないと損をする葬儀とお墓の知識・生前整理・遺品整理の知識	松瀬 教一（葬儀お墓） 松本 直之（遺品整理）
第8講 (2/20)	<ul style="list-style-type: none">・遺言と相続手続きの知識	大西 陽子
第9講 (2/27)	<ul style="list-style-type: none">・まとめ・ビジネスモデルに合った戦略構築	松本 直之

自己紹介：1分で自分の価値を相手に伝えきる

5秒、行動要請
「お願いします」

10秒、興味喚起
「へ〜」



10秒、仕事概要
「そうなんですね」

35秒、選ばれる理由
(メリット、ビジョン、ハイブリッド)
「なるほど！」



日常生活支援（見守り）の必要性 身元保証・死後事務委任のノウハウ

～頼る人がいない方へのトータルサポート～

お一人様や子供がいない夫婦、頼る人がいない方のお悩みとは・・・

あなたは80歳で、東京近郊の街に40年前に購入したマンションに一人で暮らしています。

配偶者とは10年前に死別れ、子どもはいません。

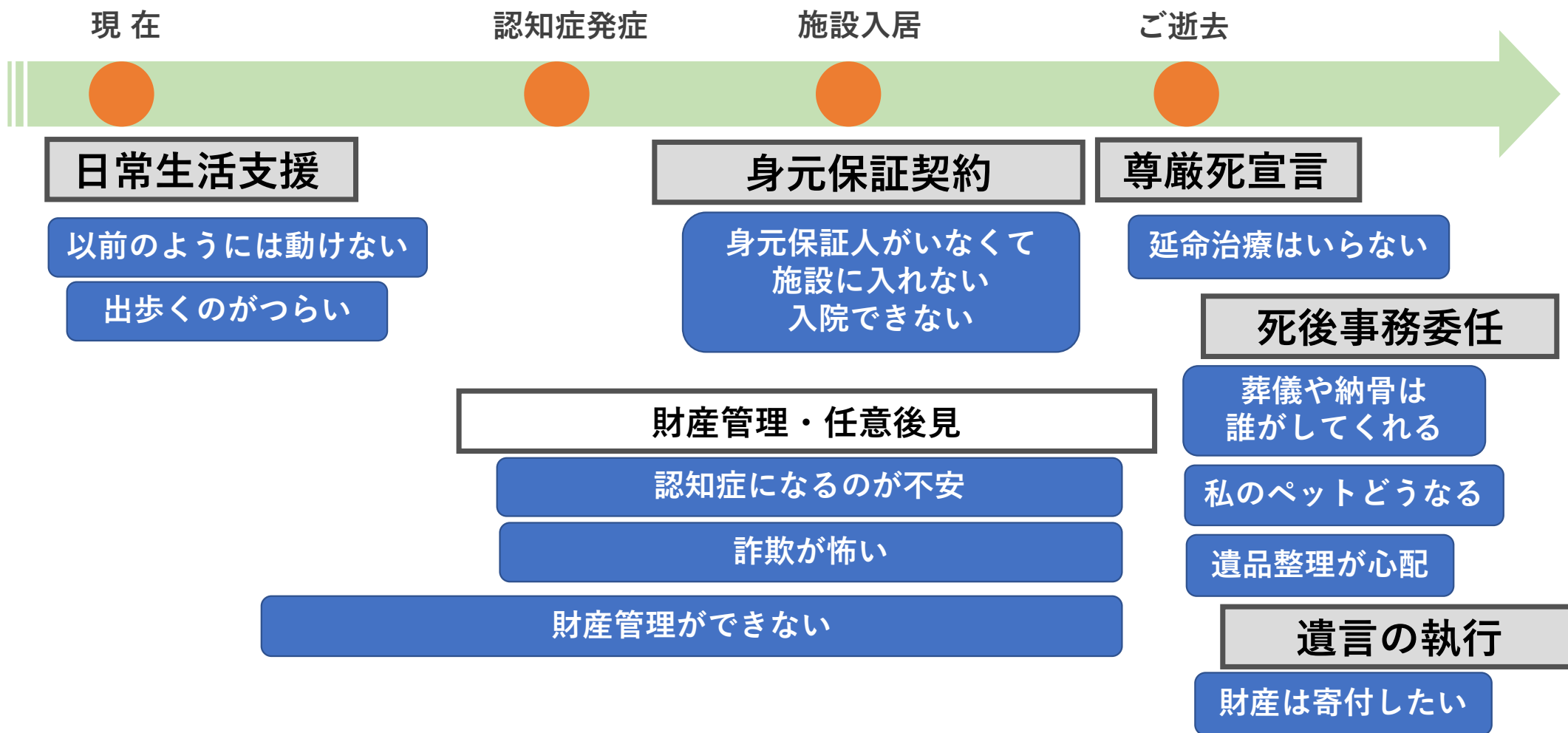
両親は既に亡くなり、兄が一人いましたが5年前亡くなりました。

兄は30年前に離婚しており、子どもが一人いましたが、兄の葬式にも出席せず、もう30年以上会っていません。

この方の「お悩み」をできる限り想像して下さい。

次にチームで、特に重要と思われるベスト3を選んでください。

頼る人がいない高齢者へのサービス全体図



日常生活支援サービス～死後事務委任までの提供の流れ

一連のサービス提供の流れ

日常生活支援サービス

- 買い物
- 通院の付き添い
- 支払いの代行
- 老人ホーム探し
- 業者の立ち合い など

身元保証/万が一の支援 (看取り)

- 施設・病院の入所手続き
- 身元引受け
- 手術の立会い
- 本人の意思の伝達
- 関係者への連絡 など

死後事務

- 葬儀の手配
- 納骨・供養
- 残置物の撤去
- 利用料の清算
- ライフライン手続き
- 行政への届出 など

これらのサービスを

受けられる体制を整える！

とりあえず、
日常生活支援サービスから始めることを推奨



日常生活支援サービスとは

日常生活支援サービス

買い物

銀行や病院
への付き添い

高齢者施設
への見学同行

日常生活上
のお困りごとの
解決

ケアマネとの打
合せの同席

本来、家族がいれば家族がすることを代理で行うサービス

生前に契約者に提供するサービス（例）【在宅編】

病院への通院の付き添い	介護度が高い場合は介護タクシーの利用をする
買い物	日用品の買い出しから、デパートへの買い物の同行まで幅広い
家電が動かなくなった	電池切れのケースもあるので必ず訪問して確認する
業者を紹介・立会	業者が自宅に来る場合は、トラブル防止のため立会い
電球の交換	身の回りのちょっとした悩みごとの相談は多いので臨機応変に対応

介護サービス利用者については、原則介護サービスを優先して利用を促し、介護事業者がカバーできないところを日常生活支援事業者が対応するのが良い

生前に契約者に提供するサービス（例）【老人ホーム編】

身元保証サービスの一部として行う

入居するまでの手続き	施設の見学、実調の立会いなど
住所変更の手続き	窓口は役所なので、事前に手順調べておく
施設の利用料の支払いの代理	引き落としのケースも多い
買い物	嗜好品を買ってきてほしいという依頼は多い
病院の定期受診	老人ホーム側は通院の付き添いをやってくれるところとそうでないところがある
退去後の引き払い	1週間以内に引き払わないといけないケースもある

老人ホーム側は原則として、介護サービスや老人ホーム内での生活支援サービス以外の提供をしてくれないことに注意をする必要がある。

生前に契約者に提供するサービス（例）【病院編】

身元保証サービスの一部として行う

買い物	日用品を買ってきてほしいという依頼が多い
支払い	支払いの代行を求められる
先生の説明を聞きに来てほしい	手術についての説明を受けることもある
家から何か持ってきてほしい	入院時の着替えなどをお願いされるケースも
施設を探してほしい	
退院調整をしてほしい（SWから）	老人ホームの選定・見学の同行などは、病院側は担ってくれない

原則として、入院時、退院前のカンファレンス時（の報告）、退院日の、3回を病院側からお呼びがかかることを頭に入れておく

報告書による支払金のチェック

_____様

報告書

提要ならびに支援内容を下記の通り、ご報告申し上げます。

期間： _____

適用	時間	金額	利用日	細目	備考

前回預託金残高 ご利用金額 預託金残高
¥ _____ ¥ _____ ¥ _____

一般社団法人〇〇
住所
電話

いつ、どこで、どんなサービスを提供したのかを確認



提供した生活支援サービスの内容があっているかどうか、必ず確認をとる

身元保証とは

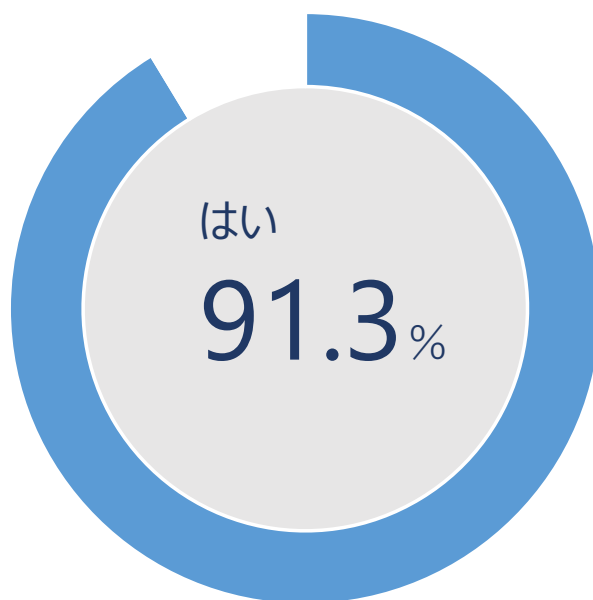
基本的には、子供や頼れる家族が近くにいない方が、高齢者施設への入所や病院へ入院する時に必要となる

- **9割以上**の高齢者施設や病院で身元保証人が必要となっている
(連帯保証と身柄の引受け)
- ポイントは金銭的なリスクを負わない、減らすこと
⇒任意後見人＋財産管理をする士業と組むことを推奨
⇒預金通帳や登記簿で収支や財産内容をチェック
- 身元保証契約が10人以上になってきたら、人を雇うことを推奨

このサービスを自前でやることで営業活動がしやすくなる！

身元保証人等が必要ですか？

施設等



病院



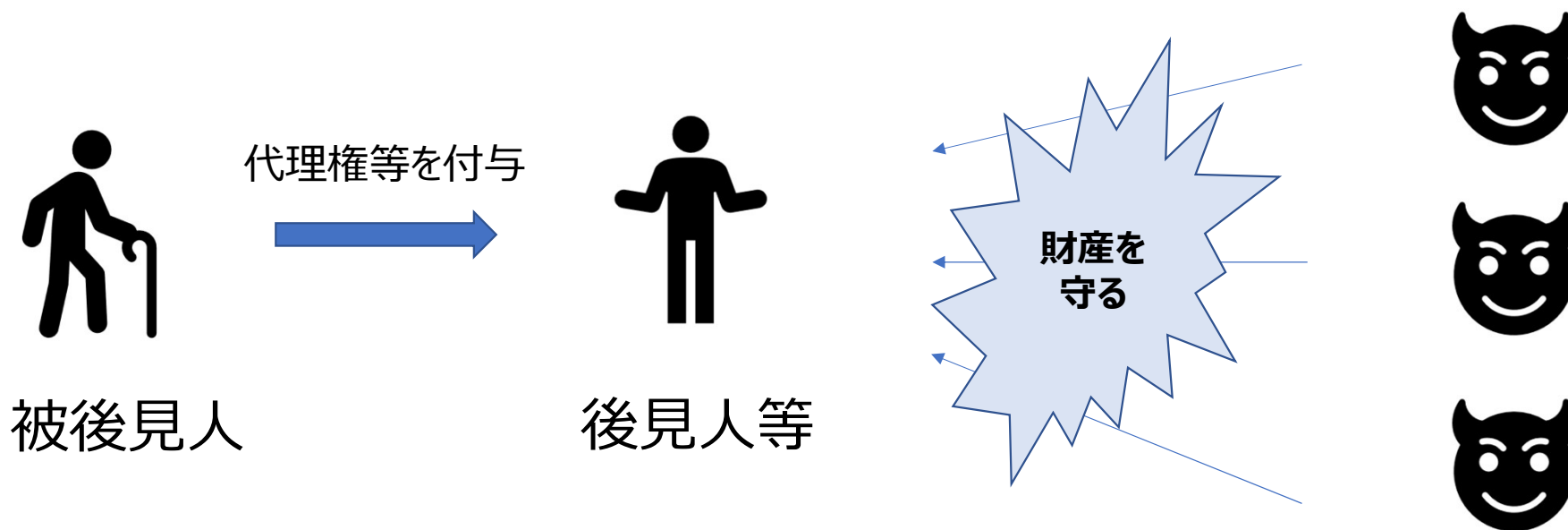
資料：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

Copyright (C) 一般社団法人シニアライフカウンセラー協会

成年後見制度

成年後見制度とは

認知能力が不十分な人（認知症、知的障害者など）の財産を後見人等が守る制度



後見人等はいくまで財産に関する支援のみを行うので、生活支援サービスのようなサポートは行わない
(財産管理 + 身上監護)

成年後見制度

後見人と身元保証人の違いについて

原則として、後見人は身元保証人として認められないことに注意する

後見人 ≡ 本人

身元保証人 ≡ 家族

後見人が身元保証人を引き受けると
「本人が自らの保証人をしている」ことになる

身元保証人と成年後見人

例：住宅型有料老人ホーム 入居契約書

住宅型有料老人ホーム〇〇 入居契約書

1. 契約書の開始年月日

2. 契約当事者
入居者

施設設置事業者名

3. 契約当事者以外の関係者

身元引受人（身元保証人）

代理人（後見人等）

身元保証人欄と後見人欄を
分けるケースが増えている！

リビングウィル(尊厳死宣言)とは

終末期に自分が受けてたい医療方針を書き記したものの

終末期とは、助かる見込みがない状況

- 大原則として、医療同意は本人しかできない
- 終末期、身元保証人はお預かりしたリビングウィルを医療機関に提示する
- 可能であれば、公正証書遺言作成時に同時に公正証書で作成する

死後事務委任とは

公正証書契約にて作成を推奨

全て自分で受けることも可能だが、士業と組んでやることも可能

- 契約書の作成を士業にやってもらい、葬儀や納骨、その他実務の部分を行う。
- 士業の本音は、死後事務委任契約は自分が受けておきたいが、葬儀や納骨などはしたくない
⇒ここにチャンスがある

死後事務委任

ご逝去後の対応の流れ

ご逝去後は、各項目の期限に注意しながら提携事業者と連携して進める

当日	7日以内	14日以内	それ以降
<ul style="list-style-type: none">死亡診断書の受け取り火葬場の決定寝台車（霊柩車の手配）火葬日の決定葬儀の手配納骨日の決定残置物撤去の依頼	<ul style="list-style-type: none">死亡診断書の提出埋火葬許可書を受け取葬儀、火葬法要	<ul style="list-style-type: none">国民健康保険喪失手続年金受給停止手続き未支給年金の申請公共料金の解約	<ul style="list-style-type: none">納骨準確定申告遺言執行

ご逝去後の対応の流れ

当日に対応すること

1

医師から死亡診断書を受け取る

- 10枚程度コピーをしておく

2

提携済みの葬儀社に連絡をする

- 寝台車の手配、火葬場の手配、火葬日の決定、納骨日を決める
- 火葬埋葬許可申請を委任する

3

提携済の遺品整理会社に連絡をする

- 老人ホーム・病院の残置物撤去を依頼する
- 遺品整理、老人ホームの未払い利用料などは、引き落とし口座で実費精算が望ましい

ご逝去後の対応の流れ

7日以内に対応すること

1

死亡診断書を戸籍住民課に提出

- 身元保証人は死亡届の届出人として認められないので注意する

2

埋葬火葬許可申請書を受け取る

- 葬儀社に委任をしていれば進めてくれる

3

葬儀・火葬

- 可能な限り、従業員の誰かが参列をするのが望ましい
- 遺族がない場合は、喪主を務めるケースもある

ご逝去後の対応の流れ

14日以内に対応すること

国民健康保険の資格喪失手続き

1

- 個人の住所のあった市区町村の役所で手続きをする
- 国民健康保険の保険証、死亡診断書のコピーを持参（必要物は確認しておく）

年金の受給停止の手続き

2

- 年金事務所または、町の年金相談センターで手続きを行う
- 故人の年金証書、死亡診断書のコピーを持参（必要物は確認しておく）

ご逝去後の対応の流れ

14日以降に実施すること

納骨

1

- 原則は49日で対応を行うのが望ましい
- トラブル防止のために合葬ではなく、骨壺ごとに納骨を行う

公共サービスの解約

2

- 電気、ガス、水道、電話、NHKの受信契約、クレジットカードの会費、インターネットなどの契約手続きを故人宅に送られてくる請求書を基に会社の窓口にお問い合わせ

相続・遺産配分・不動産の手続き

3

- 遺言執行者と連携する。司法書士・行政書士・不動産事業者など専門事業者を入れて対応するのが望ましい

遺言執行者の就任

重要なキャッシュポイント

士業と組んで遺言書を作成する

- 遺言執行者に自分を指名してもらうか、士業(個人)と自分の法人(一般社団等)で共同受任する
⇒遺言執行がかなり先になりそうな場合に有効
- おひとりさまの遺言執行は難易度が低い

高齢者サポートサービスの留意点

- 監督官庁がなく、許可や届出不要
- 各社のサービス内容や質がバラバラ
- 預託金を横領したり、破綻して返金不能となった例あり
- 寄付金を強要したり、高額な寄付金受領の例もあり

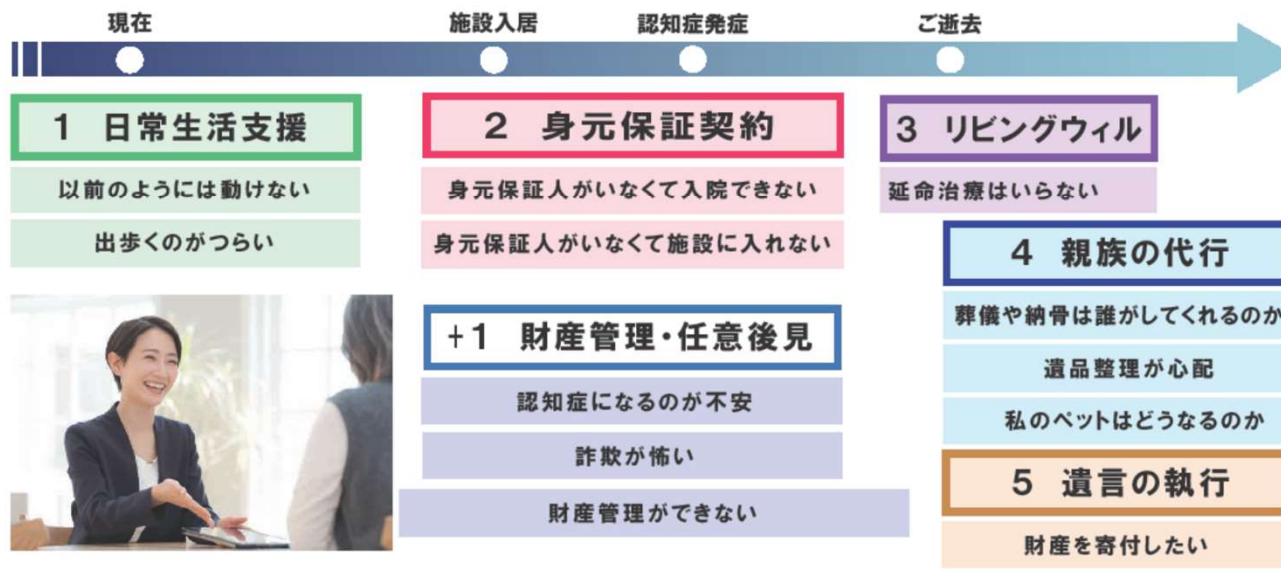
社会問題化しつつあり、
今後、一定の規制がされる可能性が高い

ロールプレイング

次のページのパンフレットを使用して、

冒頭で検討した方にめーぶるの
「おひとりさまトータルサポート」を説明し、
ご不安を解消して下さい。

めーぶるのトータルサポートプラン



おひとりさまの終活はめーぶるにお任せください

おひとりさまの様々なご不安を まるごと解決

5+1のサービスで、様々なご不安の解消をご支援致します。お困りごとはめーぶるにお任せください。



シンプルで低廉な料金体系 (別途料金表をご覧下さい)

めーぶるは、わかりやすくお求めやすい料金設定となっております。些細なことでもお気軽にご相談ください。



契約の受託者は法人

身元保証契約や親族の代行(死後事務委任契約)は一般社団法人相続終活サポート協会が受託者となり、長期にわたるご契約をしっかりと守りいたします。各種サービスは地域のめーぶる各店がご対応致します。



各専門家とチームでサポート

士業(弁護士・行政書士・税理士)や各専門業者(葬儀社・遺品整理業者)と連携し、最良のサービスをご提供致します。



相談事例

◆身元保証の相談

主人 80歳 現在は施設に入所
妻 78歳 ご自宅（一戸建て）で一人暮らし
子なし夫婦

【相談内容/妻本人より】

ご主人の身元保証人は、ご主人の姪っ子さんがしてくれているが、妻の身元保証人まではしたくないとのこと（血がつながっていない他人だからという理由らしい）

自分の認知症対策や施設に入所する時の身元保証、亡くなったあとの自宅の処分、葬儀・お墓のことまで何を準備しておいたらいいかわからない。

相談事例 ポイント

相続人の確定？

自宅不動産の名義は？

現在、何かあったときに頼れる人はいるのか？

お墓はどうする？ 今後のお墓の管理は誰がする？

遺言書の存在は？